

令和8年9月16日

業 者 各 位

沖縄県知事 玉城 康裕

入札説明書

記

1 紙入札時の注意事項

- (1) 直接による場合
封筒に入れ封印し、かつ、氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び
「 令和8年10月6日 開札、入札件名 『 第2回交通管制センター（中央装置等）改良工事 』
入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (2) 郵送による場合
二重封筒とし、表封筒には、「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒には、直接による場合と同様に、氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び
「 令和8年10月6日 開札、入札件名 『 第2回交通管制センター（中央装置等）改良工事 』
入札書在中」と朱書きしなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。
- (4) 入札書に記載する年月日は、入札公告記載の開札日時を記載しなければならない。
- (5) 入札書の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 契約保証金

- 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、次に掲げる(1)から(5)のいずれかの契約の保証を付さなければならない。
- (1) 請負代金の10分の1以上の契約保証金の納付
- (2) 請負代金の10分の1以上の契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 請負代金額の10分の1以上の銀行等又は保証事業会社による保証
- (4) 請負代金額の10分の1以上の公共工事履行保証証券による保証
- (5) 請負代金額の10分の1以上の履行保証保険契約の締結
- ただし、当該契約金額が500万円未満の工事については、契約の保証を要しないものとする。

3 前払金

前払金を請求できる額は、150万円以上の工事で請負代金額の10分の4以内とする。

4 部分払

既済部分払は下記基準表による。

請負金額	既済部分払の回数
100万円以下	0回
100万円を超え1,000万円以下	1回以内
1,000万円を超え3,000万円以下	2回以内
3,000万円を超え5,000万円以下	3回以内
5,000万円を超え1億円以下4回以内1億円を超える金額については、5,000万円増す毎に1回加える。	